

北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係再考

川崎 晴朗

L'ouverture de ce bureau [Bureau de la Coopération à Pyongyang] ne signifie pas que la France ouvre pour autant des relations diplomatiques avec ce pays totalitaire qui reste l'un des plus fermés du monde et qui maintient sa survie, selon les organisations internationales des droits de l'homme, grâce à un véritable système de terreur.

— Jacques Follorou dans *Le Monde* du 12 Juillet 2011, p. 6*.

はしがき

筆者は『外務省調査月報』2002年度／No. 2（2002年12月刊）に掲載された「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係」に関連して、本紀要第139号「欧州連合（EU）の対外能力(2)」に「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係(1)」をを発表した。本紀要第141号で述べた理由で（1頁）、その残りの部分を紀要の同号で終結したシリーズ「欧州連合（EU）の対外能力」に収容することができなかった。この部分を新しいタイトルの下で発表させて頂くこととしたい。

本稿では北朝鮮と EU・EU 加盟国との間に形成された外交関係の現状につき触れる。北朝鮮は核実験、弾道ミサイルの発射等をこれまで数回強行し、EU・EU 加盟国を含む国際社会の強い非難を浴びたが、最近その態度をやや軟化させつつあるようにも見える。EU・EU 加盟国の態度の変化ぶり、これについての筆者の見解等については次回に別のタイトルで触れ

* 拙訳は次の通り。「フランスが（ピョンヤンに）事務所を開設したからといって、そのことはこの全体主義的国家（北朝鮮）と外交関係を開設することを意味しない。この国は世界で最も閉鎖的な国家の一つで、人権擁護を目的とする諸国際機関によれば真の恐怖政治のお陰でその生存をつづけている。」

ることとしたい。

本稿では朝鮮民主主義人民共和国は「北朝鮮」、また旧ユーゴ・マケドニア共和国 (FYROM) は「マケドニア」とする。また、本稿では金正日・総書記 (Kim Jong Il) の後継者・金正恩 (Kim Jong Un) 氏の肩書を「第一書記」で統一することとしたい ([付記1] 参照)。

I 北朝鮮の外交網

(1) 朝鮮半島は1945年8月、第2次世界大戦の終結と共に日本の支配から解放されたが、米ソ両大国間の冷戦が展開する過程で半島は38度線を境に分断され、北にソ連軍、南に米軍がそれぞれ進駐した。1948年2月16日、平壤 (ピョンヤン) 放送は「朝鮮民主主義人民共和国」の新憲法が第4回北朝鮮人民会議に上程された、「新憲法は将来南朝鮮が人民共和国に加わった場合、全朝鮮に対し適用されるもので、…」と述べた。同年8月15日、南が「大韓民国」として独立した。

北朝鮮では同年5月2日から人民委員会特別会議が開催され、新憲法草案を審議し、これを29日、採択した。9月2日から12日まで初の最高人民会議が開催され、8日、憲法を正式に採択すると共に金日成 (Kim Il Sung) 氏を首相に選出した。翌日、新国家の創建が宣布された。

1950年6月25日、朝鮮戦争が勃発、1953年7月27日に休戦協定が調印されるまでの3年余継続したが、その後北朝鮮は休戦ラインの北側を支配地域としている。朝鮮戦争中の1950年10月25日、中国は北朝鮮を支援して人民志願軍 (義勇軍) を派遣し、ピョンヤンを占領、さらに一部の部隊が鴨緑江岸に達していた国連軍・韓国軍を南に押し戻し、その後も各地で一進一退の激戦を繰り返した。北朝鮮・中国側の人的損失は、軍要員の死傷者だけで200万人以上であったと推定されている。中朝両国の「血の友誼」の起点は、実にこのときまで遡るのである。

(2) 国際社会が北朝鮮と国交を開くにあたっては、いくつかの波があった。この項でその状況の一端を眺めることとしたい。主な出典は(財)ラヂオプレス編『北朝鮮の現況 2004』(2004年6月刊)の「韓国・北朝鮮の外交関係設定状況」である (435-441頁) ([付記2] 参照)。

(3) 北朝鮮の独立後、ソ連圏に属する諸国及び中国はただちに北朝鮮を承認、これと外交関係を樹立した。その状況は次の通りである⁽¹⁾。

ソ連	1948年10月12日
モンゴル	1948年10月15日
ポーランド	1948年10月16日
チェコスロヴァキア	1948年10月21日
ルーマニア	1948年10月26日
ユーゴスラヴィア	1948年10月30日
ハンガリー	1948年11月11日
ブルガリア	1948年11月29日
アルバニア	1949年5月17日
中国	1949年10月6日
東ドイツ	1949年11月7日

これら諸国のうち、東ドイツは1990年10月3日、西ドイツ（ドイツ連邦共和国）に編入され、また、後述のように、ソ連及びユーゴはいくつかの独立国に分裂した。

(4) 独立後の北朝鮮は、まず東側諸国と外交関係に入ったが、つづいて非同盟諸国と同様な関係に入った（例えばアルジェリアと1958年9月25日、エジプトと1963年8月24日、インドネシアと1964年4月16日、ガーナと同年12月28日、インドと1973年12月10日）。

西ヨーロッパについては、『外務省調査月報』2002年度／No. 2の拙稿でも述べたように（20-26頁）、北朝鮮はまず1973年5月から7月の短い期間に北欧5カ国と、また翌年には永世中立のステータスをもつオーストリア及びスイスと外交関係を樹立した（それぞれ1974年12月17日及び同年12月20日）。北朝鮮は、スイスと同時に、リヒテンシュタインと外交関係を設定した。また、1973年7月27日、アイスランドと外交関係を設立した。（当時、オーストリアはEUの前身である欧州共同体に未加盟であった。）

(1) ちなみに、EU加盟国ではないが、ユーロ圏に含まれているヨーロッパの小国がいくつかある（本紀要第139号、97頁参照）。うち、サン・マリノは2004年5月13日、北朝鮮と外交関係を樹立した。アンドラは1995年2月23日に韓国を承認したが、北朝鮮とは外交関係を有していない。また、ヴァチカン市国及びアンドラも北朝鮮と外交関係を有していない。モナコについては不明である。

EU加盟国については、2002年当時は六つの原加盟国に加え、イギリス、デンマーク、アイルランド、ギリシャ、スペイン、ポルトガル、スウェーデン、フィンランド及びオーストリアの計15カ国（加盟順に並べた。）がEUのメンバーであったが、ポルトガルがいち早く1975年4月に北朝鮮と国交を樹立したことを除けば、2000年1月から2001年3月までの期間にイタリア、イギリス、オランダ、ベルギー、スペイン、ドイツ、ルクセンブルグ及びギリシャの8カ国が踵を接するように北朝鮮との間に外交関係を設定した。これは上記『外務省調査月報』2002年度／No. 2の拙稿で述べた通りである。また本紀要第139号で述べたように（89-90頁）、アイルランド及び北朝鮮は、2003年12月になって外交関係を樹立した。なお、マルタ及びキプロスの2カ国はそれぞれ1971年12月20日及び1991年12月23日、北朝鮮と外交関係を樹立している。（当時、両国は欧州共同体に未加盟であった。）かくて、2003年末までにフランス以外の西欧諸国のほとんどは、EUに加盟しているか否かを問わず、北朝鮮と外交関係に入ったのである。

(5) 北朝鮮はこの期間、他の国とも外交関係を樹立している。オーストラリア（2000年5月8日）⁽²⁾、フィリピン（2000年7月12日）、トルコ（2001年1月15日）、カナダ（2001年2月6日）、ブラジル（2001年3月9日）、ニュー・ジーランド（2001年3月26日）、クウェート（2001年4月4日）、バーレーン（2001年5月23日）等である。

(6) 1989年、東欧各国では連鎖反应的に共産党権力が崩壊したが（1990

(2) オーストラリアの場合は外交関係の再開である。同国は1974年7月31日に北朝鮮と外交関係を樹立、ビョンヤンに大使館を置き、北朝鮮はキャンベラに大使館を開設した。しかし、翌1975年11月8日、北朝鮮はオーストラリア政府が同国駐節の北朝鮮大使館の活動を制限し、公然と威嚇、恐喝したとして10月30日、同大使館をキャンベラから引き揚げた、また北朝鮮駐節のオーストラリア大使館は北朝鮮に対する破壊活動を強行した、同大使館がこれ以上ビョンヤンに留まる必要はなく、速やかに引き揚げなければならないと通告、両国は外交関係の断絶状態となった（1975年11月8日付『朝鮮通信』、15-6頁）。

2000年5月8日、朝鮮中央通信は北朝鮮及びオーストラリアが「一時中断されていた大使級外交関係を再開することで合意した。」と発表した（2000年5月8日付『朝鮮通信』、1頁）。かくて北朝鮮は2002年、ふたたびキャンベラに大使館を開いた。しかし2008年1月22日、オーストラリア外務・貿易省の報道官は北朝鮮が同国に置かれている大使館を2月に閉鎖する旨連絡してきたことを明らかにした。北朝鮮側は財政上の理由によると説明しているという（2008年1月23日付朝日新聞、7頁）。

年10月3日、東西ドイツは統一され、東ドイツは西ドイツに編入された。)、この「東欧革命」につづき、旧ソ連の構成国のうち、1990年3月から翌年9月にかけてまずバルト3国が独立を宣言した。1991年12月21日、アルマタでグルジアを除く残余の11共和国が独立国家共同体（CIS）創設の議定書に調印、69年間続いたソ連は解体した。東欧革命が素通りするかに見えたアルバニアでも、1992年ごろから民主化の動きが広まった。旧ユーゴでは、六つの構成国のうち1991年6月から1992年4月にかけてそれぞれクロアチア、スロヴェニア、マケドニア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナが独立を宣言し、旧ユーゴは実質上解体した。1992年4月27日、残るセルビア及びモンテネグロは新ユーゴ連邦共和国を創設し、旧ユーゴを承継することを宣言したが、国際的に旧ユーゴの承継国とは認められなかった。新ユーゴは2003年2月4日、「セルビア・モンテネグロ」と改称したが、2006年6月12日、モンテネグロは同国からの離脱・独立を決定した。同月15日、セルビアは「セルビア・モンテネグロ」の解体及びモンテネグロの独立を承認した。また、セルビアの自治領であったコソヴォが2008年7月17日、独立を宣言し、EU加盟国の一部もコソヴォを国家として承認した。

これら旧ユーゴ構成国のうち、スロヴェニアは2004年5月1日、EUに加盟した。クロアチアは2003年2月20日、EUに加盟申請したが（欧州委員会『2003年一般報告』、ポイント877）、2013年7月1日、28番目のEU加盟国となった。また、マケドニアは2004年3月22日、EUに加盟を申請し（『2004年一般報告』、ポイント26）、2005年12月16日、EU首脳会議で「加盟候補国」として承認された（*Bulletin of the EU*, 12-2005, point I. 12）。セルビア・モンテネグロについては、EU理事会は2005年10月3日、同国と Stabilisation and Association Agreement（SAA）の締結交渉を開始することを決定、交渉は同月10日、はじまった。SAAの締結は“first step towards membership”といわれるが、翌2006年5月3日、交渉は打ち切られた。その後同国はセルビア及びモンテネグロに分裂、セルビアは2008年4月29日、またモンテネグロは同年10月15日、それぞれEUとSAAに署名した。さらに、モンテネグロは2008年12月、またセルビアは2009年12月22日、それぞれ加盟申請を行なった。他のバルカン諸国では、アルバニアが

2009年4月28日、加盟申請している。これら3カ国は「潜在的加盟候補国」とされるが、EUはコソヴォについてはまだその態度を明らかにしていない。

一方、チェコスロヴァキアは1993年1月1日、チェコ共和国及びスロヴァキアの2独立国となった。両国は2004年5月1日、EUのメンバーとなった。『北朝鮮の現況 2004』によると両国は1993年1月1日、すなわちチェコスロヴァキアが二つの国に分裂した日、北朝鮮と外交関係を樹立した。北朝鮮とこれら両国とは、この日をもって外交関係の設定日とすることに合意したのであろう。

(7) それでは、旧ソ連、旧ユーゴ及び旧チェコスロヴァキアがそれぞれ解体したあと誕生した諸国（コソヴォを含む。）並びにチェコ共和国及びスロヴァキアと北朝鮮との間に外交関係は改めて設定されたか。『北朝鮮の現況 2004』によれば次の通り（435-441頁）。

[旧ソ連]

ロシアは旧ソ連の承継国で、改めて北朝鮮と外交関係を設立することはなかった（すなわち、1948年10月12日が外交関係の設立日のまま）。その他の旧ソ連構成国は、次の日付をもって北朝鮮と外交関係を樹立した。（エストニアを除く⁽³⁾。）

リトアニア	1991年9月25日
ラトヴィア	1991年9月26日
ウクライナ	1992年1月9日
トルクメニスタン	1992年1月10日
キルギスタン	1992年1月21日
カザフスタン	1992年1月28日
モルドヴァ	1992年1月30日

(3) 久留米大学の児玉昌己教授は2008年4月刊行の『日本EU学会年報』第28号2008年4月刊に掲載した論文「EUの北朝鮮政策—EU外交の可能性と限界—」で北朝鮮及びエストニアが当時まだ国交を樹立していないことを指摘された（157頁）。1991年9月7日、中国がバルト3国の独立を承認したのにつづき、翌8日、北朝鮮はこれら3カ国の独立を承認している（1991年9月8日及び9日付朝日新聞、それぞれ5面）。したがって2008年当時は、北朝鮮はエストニアの国家承認は行なったものの、両国の間には外交関係が設定されていなかったのである。この状態は現在にいたるも継続していることになる。

北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係再考

アゼルバイジャン	1992年1月30日
ベラルーシ	1992年2月3日
タジキスタン	1992年2月5日
ウズベキスタン	1992年2月7日
アルメニア	1992年2月13日
グルジア	1994年11月3日

[旧ユーゴ]

旧ユーゴは1948年10月30日、北朝鮮と外交関係を開設したが、旧ユーゴ構成共和国のうちセルビア及びモンテネグロが創設した「新ユーゴ」が三つの国家に分裂したことは前述の通りである。北朝鮮が新ユーゴ、セルビア及びモンテネグロ並びにセルビアからの独立を宣言したコソヴォと外交関係を設定したか、設定したとすればいつかについての情報は無いが、1991年10月までに旧ユーゴからの独立を宣言した4カ国は北朝鮮とそれぞれ次の日付で外交関係を樹立した。

スロヴェニア	1992年9月18日
クロアチア	1992年11月30日
マケドニア	1993年11月2日
ボスニア・ヘルツゴヴィナ	1996年1月19日

[旧チェコスロヴァキア]

前述のように、チェコ共和国及びスロヴァキアと北朝鮮との国交樹立日は1993年1月1日である。

II フランスによる協力・文化事務所の開設

フランスは2011年10月10日、ピョンヤンに協力・文化事務所を開設した。この点に関しては、筆者はすでに前掲の『外務省調査月報』に寄せた拙稿で触れている(27-8頁)。当初、北朝鮮はフランスとの公式関係の設定に積極的であったが、フランスはどちらかといえば冷やかな態度を崩さなかった。フランスはピョンヤンに協力・文化事務所を開設したが、北朝鮮と外交関係を樹立したわけではない。なお、北朝鮮は1984年末以来、パリに総代表部(Mission Générale)を置いている(同総代表部について

は『外務省調査月報』2002年度／No. 2、27-8頁を参照)。

フランスがピョンヤンに協力・文化事務所を置くまでの動きは次の通りである。

(1) 2008年1月29日から2月2日まで、フランス外務省のミッションが北朝鮮を訪問した。2月5日付『朝鮮通信』によると、代表団はこの期間、北朝鮮の外務省、農業省、教育省、文化省等と両国間の関係を発展させる問題をはじめ、相互の関心問題について意見を交換し、また「平壤と開城 (Kaesong) 間の主要な対象と文化遺跡」を参観した (2-3頁)。

(2) 2009年11月9日から13日までフランスのラング (Jack Lang) 元文化相が大統領特使として訪朝した。2010年3月19日付朝日新聞は、下記(3)のクシュネル (Bernard Kouchner) 外相の訪日を伝える記事中で「ラング元文化相が昨年訪朝、国交樹立を視野に文化関連の常設機関としての事務所開設で合意した。」と報じたが (9頁)、ラング特使の訪朝については、『朝鮮通信』は11月10日付で9日、ラング特使一行が空路ピョンヤンに到着したことを伝え、11月11日付では萬寿台議事堂で朴宣春 (Pak Ui Chun) 外相がラング特使と会談し、「双方は会談で、両国の関係をはじめ相互の関心事となる一連の問題について意見を交換した。」と報じた (2-3頁)。ラング特使は12日、萬寿台議事堂で金永南 (Kim Yong Nam) 朝鮮最高人民会議常任委員会委員長を萬寿台議事堂に表敬訪問した (1頁)。同紙は、12月18日付で次のように報じた (5-6頁)。

フランス側は、大統領特使の朝鮮訪問の結果に従い、両国の関係を正常化させるための最初の段階の措置として平壤にフランス協力・文化事務所を開設することとしたことを通報してきた。

われわれは、フランスとの関係を一層強め、発展させる立場から平壤にフランス協力・文化事務所を開設することに同意した。

しかし、この事務所が実際に開設されるまでに2年近くが経過した。これにつき、読売新聞の在パリ三井美奈特派員は、「サルコジ政権は2009年、… (ピョンヤンに) 事務所開設の方針を決めたが、翌年の韓国哨戒艦沈没事件 (注 2010年3月26日発生) や大延坪島 (Yeonpyeongdo) 砲撃事件

(注 2011年11月23日発生)による南北の緊張激化で先送りしていた。」と述べている(2011年10月4日付読売新聞、7頁)。

(3) 2010年3月18日、フランスのクシュネル外相が来日したが、同日の記者会見で同外相はピョンヤンに設置が予定されている駐在事務所について、「これは大使館開設では決してなく、現地で活動する NGO を助けるためだ。」と述べた(2010年3月19日付朝日新聞、9頁)。なお、同年11月2日からベルナル・ドブレ(Bernard Debré)元協力相一行が訪朝する等(2010年11月8日付『朝鮮通信』、8-9頁)、フランスと北朝鮮の間にはハイ・レベルの人事交流が行なわれた。

(4) 2011年7月12日付 *Le Monde* は Jacques Follorou 記者の記事を掲げた(6頁)、これによると、(i)フランス外務省は Olivier Vaysset がピョンヤンに赴任した際、彼を北朝鮮当局に(事務所長として)紹介する(presenter) 予定である、彼は9月に同地に赴き、事務所を開設する、(ii) Vaysset はこれまで外務省でフランス対外治安総局(Direction Générale de la Sécurité Extérieure = DGSE)との連絡を担当してきた、また在シンガポール大使館の文化参事官であったことがある、(iii)フランスは(ピョンヤンに)文化・言語の分野で協力プロジェクトに関連する中継地(relais)をもつことになる、という。

(5) 2011年9月30日付日本経済新聞は、パリ発共同電をキャリーして次のように報じた(8面)。

フランス外務省報道官は29日、北朝鮮の首都平壤に文化、人道援助分野での協力を目的とする常設事務所を「数日以内に」開設すると発表した。……常設事務所の開設は直ちに外交関係の樹立を意味する訳ではないが、今後、両国関係強化の拠点になるとみられる。

なお、この記事は本紀要第139号の「北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係(1)」の末尾に「注」の形で加えた(92頁)。

同年10月4日付読売新聞は、フランス外務省が近くピョンヤンに常設事務所を開くと発表したとの三井特派員(前掲)発の記事を掲げた(7頁)。この記事によると、同省高官は「開設は7日」と述べたという。また、フ

ランス外務省が「人道支援や文化協力を進めるため」と説明していることにつき、三井特派員は「実際は北朝鮮の核開発の実態把握や、金正日・総書記から三男・正恩氏への権力継承などで、情報収集の拠点を確保する狙いとみられる。」と報じている。同特派員によると、朝鮮半島情勢に詳しいフランス外務省筋は「フランスは北朝鮮の核拡散に強い懸念を持つが、情報収集で平壤に大使館をもつ英独に遅れを取ってきた。英外交官に事情を聞かなければならないほどだった。」と述べたという。なお、同特派員は「私人職員は所長（Vaysset）だけだ。」と報じた。

(6) フランスが実際にピョンヤンに協力事務所（Bureau de la Coopération）を開設したのは2011年10月10日であったと思われる。

同年10月22日、フランスのフィヨン（François Fillon）首相は読売新聞の書面インタビューに応じ、「仏は（今月）北朝鮮に文化、人道上の理由で常設事務所を設置したが、基本政策は変わらない。」と述べた（10月22日付読売新聞、6頁）。

前述のように、クシュネル外相もピョンヤンに開設予定の事務所は大使館ではないと述べた。ある意味では、北朝鮮がパリに置いている総代表部（『外務省調査月報』2002年度／No. 2, 27-8頁参照）に対応する事務所と考えることが可能なのかも知れない。

フランスがピョンヤンに事務所を開設したのは前述のように2011年10月10日である。筆者は同日付前後の『朝鮮通信』を丹念に読んだつもりであるが、フランスによる事務所を開設についての関連記事はなかった。なお、スイスの開発協力庁はピョンヤンに協力事務所（独 Kooperationsbüro、仏 Bureau de la Coopération）を開設している（Martin Weiermüller 所長⁽⁴⁾）。スイスは北朝鮮と外交関係を樹立しているので、この事務所に与えられているステータスはフランスの協力事務所のそれとは異なると考えられる⁽⁵⁾。

(4) Country Director, Head of Unit（Water, Sanitation and Hygiene 担当）。

(5) 一例を挙げれば、2012年8月1日、スイスの協力事務所の Weiermüller 代表はスイスの建国記念日に際して宴会を開催、北朝鮮の宮錫雄（Kung Sok Ung）外務次官等が出席した（2012年8月3日付『朝鮮通信』、8-9頁）。フランスの協力事務所は2013年7月14日、設置後初めての国祭日を迎えたが、当時の『朝鮮通信』に関連記事は見発できなかった。とくに記念行事を開催しなかったのかも知れない。

いずれにせよ、フランス及び北朝鮮は、外交関係をもたないまま、いずれも相手国に一種の常設事務所を置いていることになる。

(7) フランス及び北朝鮮の間で行なわれた文化交流につき最近の例を一つ挙げたい。2012年3月11日から16日まで北朝鮮のウンハス管弦楽団がパリを訪れ、フランス放送フィルハーモニー管弦楽団との合同演奏会に参加した。

一行の団長は朝鮮民族音楽研究学会の権赫峰 (Kwon Hyok Bong) 顧問で、3月11日、パリ着 (3月14日付『朝鮮通信』、2頁)、16日に同地を離れたが (19日付『朝鮮通信』、7頁)、その前日、3月15日、ミッテラン (Frédéric Mitterand) 文化・通信相が一行のため祝賀の宴会を開催した。これには北朝鮮の在フランス総代表部の代表及び代表部員も招かれたという (19日付『朝鮮通信』、6-7頁)。

III EU・EU 加盟国との外交関係

『外務省調査月報』2002年度/No. 2の拙稿で述べたように、北朝鮮は2001年初頭までに EU 加盟国の大多数と国交を開いたが、その後2004年5月1日、2007年1月1日及び2013年7月1日に EU に加盟した東欧を中心とする13カ国は、エストニアを除き、いずれも加盟前から北朝鮮と外交関係を樹立していた。かくて、現在では EU 加盟28カ国のうちフランス及びエストニアの2カ国のみが北朝鮮との外交関係を保持しないという状況になっている。

北朝鮮は EU 代表部をロンドンに置いているが (EU に対する臨時代理大使は Mun Myong Sin 三等書記官、2011年8月22日着任)、同代表部については次回に触れる。ここでは現在北朝鮮が EU 加盟国及び国際機関に置いている大使館・代表部及び EU 加盟国及び国際機関が北朝鮮に置いている大使館・代表部につき述べるが、本稿末に付表1-4としてこれをまとめて示すこととしたい。

付表1-4の出典の主なものは(i)『朝鮮民主主義人民共和国組織の人名簿』2012年版及び『朝鮮通信』並びに(ii)若干の国の外務省が刊行している外交団リストで筆者が参照し得たもの等である。

『組織的人名簿』には各使節の任命日は記載されているが信任日は分からない。また、『朝鮮通信』は各使節の任命及び信任につきその全部を報道している訳ではない。各使節の信任日で不明なものは他のソースから探したが、判明しないまま、やむを得ず任命日を掲げた場合がある。任命日・信任日について、その出典が『朝鮮通信』の場合、日付（年は略）及び頁を示す⁽⁶⁾。各国外交団リストを参照した場合は、必要に応じその旨注記した。付表1-4には他にも不備な点があると思うが、今後修正に努めることとしたい。

(1) 北朝鮮が EU 加盟国に派遣している代表

1. 2002年末北朝鮮が EU 加盟国に置いている大使館については『外務省調査月報』に寄せた拙稿で触れたが（45-49頁）、付表1は現況を示す。表には2004年、2007年及び2013年に EU に新規加盟した計11の東欧諸国が含まれているが、北朝鮮はすでにそのほとんどに大使館（実館または兼館）を置いていた。当然の結果として、2002年当時と比べて北朝鮮が EU 加盟国に置いている大使館の数が増加している。（付表1及び3では、原則として EU 加盟国については加盟した順に並べた。非加盟国はカッコで囲んである。）

2. 兼任関係が錯綜しており、筆者は北朝鮮が EU 加盟国に信任せしめている大使館のうちいずれが実館で、また実館のそれぞれがどの EU 加盟国を兼任しているのかについて十分な情報を収集できた訳ではない。しかし、北朝鮮がドイツ、イタリア、イギリス、オーストリア、スウェーデン、ポーランド、チェコ共和国、ルーマニア及びブルガリアの9カ国に実館を置き、各館に一ないし複数の国を兼轄せしめ、それによりフランス及びエストニアを除く EU 加盟国のほぼ全部をカバーする一方、在スイス大使館が EU 加盟国の1カ国（オランダ）を兼任しているのが実情と考えられる。

また、在オーストリア大使館及び在スイス大使館は、それぞれジュネーヴ国際機関代表部及びウィーン国際機関代表部を兼ねている。

(6) 『朝鮮通信』については、筆者はジェットロ・ビジネス・ライブラリーで所蔵分（2006年1月6日付から2013年10月11日付まで）を閲覧したのであるが、それ以前の分及び筆者の見落としたと考えられる分については後日補うこととする。

3. 北朝鮮の在外使臣の若干について見られる特徴の一つは任期が長いことであろう。例えば、オーストリア駐割の金光燮 (Kim Kwang Sop) 大使は1993年3月18日に信任されたが現在も在任しており、2010年2月以降は在ウィーン外交団の団長となっている。

4. 外交使節 (国際機関に対する代表を含む。) の任命は、最高人民会議常任委員会の政令により行なわれる。

5. ちなみに、『朝鮮民主主義人民共和国組織の人名簿』2012年版によると、在パリの北朝鮮フランス総代表部の代表は李泰均 (Ri Tae Gyun) 氏で、1999年8月に任命された (66頁)。同代表は現在も在任している。なお、国連教育科学文化機関 (ユネスコ) に対する常任代表 (Permanent Delegate) は別人である。

(2) 北朝鮮が国際機関に派遣している代表

1. 北朝鮮は国連及び国連専門機関の多くに加盟している。ヨーロッパに本部を置くこれら機関のうち、ジュネーヴ国際機関代表部に対する代表部は世界保健機関 (WHO)、世界知的所有権機関 (WIPO)、世界気象機関 (WMO)、国際電気通信連合 (ITU) 等を、またウィーン国際機関代表部は国際原子力機関 (IAEA) をそれぞれ管轄していると思われる。さらに、在スイス大使館は万国郵便連合 (UPU) を、在イタリア大使館は国連食糧農業機関 (FAO) を、また在イギリス大使館は国際海事機関 (IMO) をそれぞれ担当していると見られる。在イギリス大使館には海事担当官が配されているが、駐英大使がIMO代表を兼ねている訳ではないようである。北朝鮮はユネスコに対して専任の常任代表を置いている。(同代表はパリに居住している。)

西ヨーロッパに設置されている国際機関に対する北朝鮮の代表ぶりについては、2002年12月『外務省調査月報』に掲載した拙稿で、当時北朝鮮がこれら国際機関に対して派遣していた代表部・事務所につき描出した (49-53頁)。付表2は現況をまとめたものであるが、EUに対する北朝鮮代表部は除いてある。

2. 西ヨーロッパにある国際機関ではないが、参考までにここでアフリカ連合 (AU)、東南アジア諸国連合 (ASEAN) 及び西アフリカ諸国経済

共同体（ECOWAS）に対する北朝鮮代表について一言したい。

(i) AU について、2011年1月13日、金赫哲（Kim Hyok Chol）常任代表は AU 委員会のピン（Jean Ping）委員長⁽⁷⁾に信任状を提出した（1月21日、4-5頁）。ピン委員長はこの際、AU 加盟諸国と北朝鮮との関係は長い歴史を持っているとし、「この関係が今後も引続き強化され、発展することを希望する。」と述べたという（2011年1月21日付『朝鮮通信』、4-5頁）。

金・代表は2010年11月27日、在エティオピア大使に任命され（同年11月29日付『朝鮮通信』、3頁）、12月23日、エティオピアのギルマ・ウオルド・ギオルギス（Ato Girma Wolde Giorgis）大統領に信任状を提出した（2011年1月7日付『朝鮮通信』、9頁）。金・常任代表が AU 代表を兼任したことが分かる。

(ii) ASEAN について、2011年7月22日、北朝鮮外務省スポークスマンは朝鮮中央通信記者に対し、次のように述べた（同年7月25日付『朝鮮通信』、9-10頁）。

朝鮮政府は、発展する現実の要求に即して ASEAN との友好・協力関係をより拡大・発展させるため ASEAN 駐在大使を派遣することを決定した。

われわれの今回の措置は、わが国と ASEAN の相互信頼と互恵協力をさらに深め、発展させることに寄与するであろう。

8月8日付『労働新聞』（朝鮮労働党の機関紙）は、「ASEAN の高まる地位と役割」と題する記事を掲載し、北朝鮮外務省の決定の意義を強調した（同年8月10日付『朝鮮通信』、11-12頁）。

かくて、2011年11月11日、李正律（Ri Jong Ryul）代表はピッスワス（Dr. Surin Pitsuwas）事務局長に信任状を提出したが、この際、同事務局長は次のように述べたという（同年11月18日付『朝鮮通信』、3頁）。

（北）朝鮮が ASEAN 地域フォーラム（ARF）に加盟した後、ASEAN

(7) AU は議会（Assembly of the Union）、執行理事会（Executive Council）、委員会（Commission）、裁判所（Court of Justice）等の諸機関をもつ。委員会の長は“Chairperson”である。

と（北）朝鮮の関係は良好に進展している。

今後も、貴国が ARF をはじめ ASEAN の舞台を積極的に活用して ASEAN との関係発展と ASEAN 共同体創設のプロセスに寄与するよう願う⁽⁸⁾。

李・代表は2011年6月4日、在インドネシア大使に任命され（同年6月6日付『朝鮮通信』、12頁）、同年8月10日、インドネシアのスシロ・バンバン・ユドヨノ（Susilo Bambang Yudhoyono）大統領に信任された（同年8月17日付『朝鮮通信』、5頁）。李・代表が ASEAN 代表を兼任したのである。

(iii) 北朝鮮のナイジェリア駐劄大使は ECOWAS を兼任している⁽⁹⁾。ECOWAS は1975年5月28日署名のラゴス条約に基づいて設立されたもので（1993年7月22-24日、ベナンの首府コトヌーで開催のサミットでコトヌー条約が署名されたが、これはラゴス条約を改正したもので、1995年7月30日、効力を発生した。）、1976年11月に活動を開始した。ECOWAS Commission はナイジェリアの首府アブジャに置かれており、ECOWAS に対する各国代表は ECOWAS Commission の委員長に信任状を提出する慣習のようである。2012年10月30日、北朝鮮の鄭学世（Jong Hak Se）大使は ECOWAS のウエドラオゴ（Kadré Désiré Ouedraogo）委員長に信任された（11月8日付『朝鮮通信』、3-4頁）。

鄭大使が ECOWAS に対する北朝鮮の初代代表と思われるが、この点は明らかでない。

(8) ARF は ASEAN Regional Forum の略で「ASEAN 地域フォーラム」と訳される。1994年7月、ASEAN 加盟7カ国（当時）の外相会議の後、日本、米国、中国、ロシア、韓国、カナダ、オーストラリア、ニュー・ジーランド、パプア・ニュー・ギニア、ヴェトナム、ラオス及び EU と閣僚会合が開催された。これが定例化され、翌1995年7月、第2回の閣僚会合が開催された。以後毎年夏に会合し、また参加国も増え、現在26カ国及び EU が参加している。北朝鮮は2000年7月の第7回会合から参加している。

(9) ECOWAS は首脳会議（Authority of Heads of State and Government）、閣僚理事会（Council of Ministers）、議会（Community Parliament）、裁判所（Community Court of Justice）、委員会（ECOWAS Commission）等の機関を備えている。

(3) EU加盟国が北朝鮮に派遣している外交使節

1. EU加盟国が2002年末当時北朝鮮に置いていた大使館については『外務省調査月報』に掲げた拙稿で描出したが(32-40頁)、当時はEU加盟国15カ国のうちフランス及びアイルランドが北朝鮮と外交関係を有しておらず、またギリシャ及びルクセンブルグがまだ北朝鮮に外交使節を派遣していなかった。残る11カ国のうち、イギリス、スウェーデン及びドイツは北朝鮮に専任の大使を派遣し⁽¹⁰⁾、一部の北朝鮮駐箚大使は韓国に居住し、また一部は在中国大使が北朝鮮を兼轄していた。その後、相当数の国がEUに加盟したが、北朝鮮に専任の大使を置いている国も、中国または韓国駐劄の大使に北朝鮮を兼任させている国もある。

2. 現在の状況はほぼ付表3の通りと思われる⁽¹¹⁾。EU加盟国は計28カ国に達しているが、フランス及びエストニアは北朝鮮と外交関係をもたない。一方、ラトヴィア、リトアニア及びルクセンブルグは北朝鮮と外交関係をもつが、現在のところ同国に外交使節を派遣していない。(北朝鮮は在英大使をルクセンブルグに信任せしめている。)残る23カ国が北朝鮮に専任の大使または他国に駐箚する外交代表に北朝鮮を兼任せしめている。すなわち、ピョンヤンに専任の大使館を維持しているEU加盟国はイギリス、スウェーデン及びドイツの3カ国であったが、2004年、2007年及び2013年にEUに新規加盟した国のうちチェコ共和国、ブルガリア、ポーランド及びルーマニアの4カ国は従前よりピョンヤンに大使館を維持していた。したがって、ピョンヤンに実館を維持しているEU加盟国は現在計7カ国である。なお、ハンガリーは1999年までピョンヤンに実館を置いていた。(これに対し、北朝鮮はブダペストに大使館を設置していた。)このほか、既述のごとく、フランスがピョンヤンに常設事務所を開設している。

在韓国大使に北朝鮮を兼任せしめているEU加盟国は2002年末にはアイルランド、イタリア、オランダ、ベルギー及びポルトガルの5カ国であったが、その後オーストリア、スペイン、デンマーク及びフィンランドも駐

(10) これら3カ国の大使館は紋繡洞(Monsu Dong)の旧東ドイツ大使館の敷地に開設されたが、これは現在でも変わっていないようである。

(11) スウェーデン大使館は米国及びカナダの利益保護国となっており、そのため大使館に“Interest Section”を置いている。また、イギリス大使館は英連邦諸国(シンガポール及びタンザニアを除く。)の国民に対し領事上の諸便宜を図っている。

中国大使に代わって在韓国大使が北朝鮮を兼任するようになった。ギリシャは当初から韓国駐節大使に北朝鮮を兼轄せしめた。2004年以降 EU に新規加盟した国のうち、スロヴァキア及びハンガリーについては在韓国大使が北朝鮮を兼任しており、一方、キプロス、クロアチア、スロヴェニア及びマルタ駐中国大使に北朝鮮を兼轄せしめている。(ハンガリーは前述の如く 1999年にピョンヤンにあった大使館を閉鎖、在中国大使館が北朝鮮を兼ねたが、2009年12月、在韓国大使館が同国を兼轄することとなった。) ラトヴィアについては駐日大使が、またリトアニア及びルクセンブルグについてはそれぞれ駐中国大使が北朝鮮を兼任する予定との情報があるが確認できない。まったく個人的な考えであるが、ラトヴィア、リトアニア及びルクセンブルグ各大使が北朝鮮に信任状を提出しない可能性もあろう。(北朝鮮は在英大使にルクセンブルグを、また在スウェーデン大使にラトヴィア及びリトアニアを兼任せしめている。)

このほか、付表3で明らかなように、現在のところ北朝鮮にまだ信任されていない大使(“agr   sans  tre accr dit ”の状態にある大使)もいる。

ちなみに、ノルウェーについてはホルテ大使(Torbj rn Holthe)が2012年4月3日、北朝鮮に信任された(4月6日付『朝鮮通信』、1頁)。同大使は2011年11月25日、韓国に信任され、ソウルに居住している。

3. 北朝鮮に対する外交使節は、最高人民会議常任委員会の金永南・委員長に信任状を提出する。信任状の提出は、常に平壤の萬寿台議事堂で行なわれる。

(4) 国際機関が北朝鮮に派遣している代表

1. 北朝鮮が2002年末に在ヨーロッパ国際機関に対して派遣していた代表部については、『外務省調査月報』2002年度/No. 2の拙稿で描出した(41-5頁)。付表4は現況を示したものである。なお、FAOはピョンヤンに事務所をもたず、在中国事務所が北朝鮮を兼轄している。現在の Percy Misika 代表は2011年5月1日、中国、モンゴル及び北朝鮮に対する FAO 代表に任命された。

2. 北朝鮮に Isaczan 国連常駐調整者兼国連開発計画(UNDP)代表が派遣されているが、彼は北朝鮮で UNDP を代表するのみならず、同国に

置かれている国連諸機関（国連専門機関を含む。また、FAOの如く事務所が non-resident である八つの機関が含まれる。）で構成される UN Country Team (UNCT) の中で、諸機関の活動を調整する役割をもつ⁽¹²⁾。

3. 前述したように、北朝鮮に対する第三国の外交使節は最高人民会議常任委員会の金・委員長に信任状を提出するが、国際機関の代表の場合は北朝鮮外相に信任される。

(5) 北朝鮮による外国公館・国際機関事務所に対する退避要請

一言しなければならないのは、2013年4月5日、北朝鮮外務省がピョンヤンに置かれている諸外国の公館や国際機関事務所に対し、朝鮮半島情勢の緊迫化（同年3月11日-4月30日、米韓両国が韓国で合同演習「フォール・イーグル」の実施を開始した。）を理由に、館員・事務所員を北朝鮮から退避させることを検討することを要請したことである。これら公館には、前述のように、EU加盟国のうちイギリス、スウェーデン、ドイツ、チェコ共和国、ブルガリア、ポーランド及びルーマニアの7カ国のEU加盟国の大使館並びにフランスの協力事務所が含まれる。

しかし、外国公館・国際機関事務所はこの要請にもかかわらず、ほぼ平常通りの活動をつづけたといわれる。なお、北朝鮮は1993年の米韓合同演習「チーム・スピリット」の際、外国人に国外退去を命じたことがあるという（4月6日付朝日新聞、7面等）。

(12) 詳細は <http://kp.one.un.org/country-team>。なお、EUの一機関、欧州委員会の許に国連代表部の長 (Head, Permanent Mission of the UN) が置かれている。現在の長は Antonio Vigilante で、2006年1月23日着任した。彼は“Representative of the UN Secretary-General”及び“Head, Permanent Mission of the UNDP”の資格を併せもち、欧州委員会の許に派遣されている国連機関・国連専門機関の活動の調整にあたっている。在北朝鮮の国連常駐調整者とは性格を異にすると思われるが、参考までに付加しておきたい。

北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係再考

付 表

付表1 北朝鮮が EU 加盟国に派遣している代表

赴任国	氏名	信任日	出典
ドイツ	李時弘・大使 (RI Si Hong)	任命日：2011年6月 18日	6月21日付、 8頁
イタリア	金春国・大使 (KIM Chun Guk)	2012年6月19日	6月26日付、 3頁
	兼 ギリシャ	2012年7月19日	7月30日付、 12頁
	兼 スペイン	任命日：2005年4月 20日	
	兼 ポルトガル	2013年1月14日	1月23日付、 1-2頁
	兼 マルタ	2012年12月6日	12月14日付、 8頁
	兼 キプロス	2013年9月16日	9月26日付、 4頁
	(兼 サン・マリノ)	2013年6月26日	7月8日付、 2頁 ^(A)
イギリス	玄鶴峰・大使 (HYON Hak Bong)	2012年2月17日	2月23日付、 6頁
	兼 アイルランド	2012年3月14日	3月23日付、 1頁
	兼 ベルギー	2012年5月9日	5月21日付、 7頁
	兼 ルクセンブルグ	2012年9月19日	9月26日付、 1頁
オーストリア	金光燮・大使 (KIM Kwang Sop)	1993年3月18日 ^(B)	
スウェーデン	朴光哲・大使 (RI Hui Chol)	任命日：2013年6月 21日	9月28日付、 4頁
	兼 デンマーク	2013年6月21日	6月28日付、 4頁
	兼 フィンランド	2013年1月22日	1月30日付、 1-2頁
	兼 ラトヴィア	任命日：2008年10月	
	兼 リトアニア	2013年2月22日	3月4日付、 5頁
	(兼 ノルウェー)	2013年3月21日	3月29日付、 6頁
	(兼 アイスランド)	2013年10月2日	10月9日付、 9頁

ポーランド	朴相岩・大使 (PAK Sang Am)	任命日：1998年3月	
	兼 ハンガリー	任命日：1998年3月	
	兼 スロヴェニア	2006年11月22日	
チェコ共和国	李光日・大使 (RI Kwang Il)	2011年6月23日	6月29日付、 2頁
	兼 スロヴァキア	2012年1月17日	1月26日付、 10-11頁
ルーマニア	金先敬・大使 (KIM Song Gyong)	2010年7月10日	7月29日付、 2頁
	兼 クロアチア	2011年12月8日	12月16日付、 1-2頁
	(兼 セルビア)	2013年2月21日	3月1日付、 2-3頁
	(兼 ボスニア・ヘルツェゴヴィナ)	2012年5月15日	5月28日付、 6頁
ブルガリア	周汪煥・大使 (JU Wang Hwan)	2011年10月20日	10月26日付、 6-7頁
	(兼 アルバニア)	2011年12月7日	12月16日付、 1-2頁
	(兼 マケドニア)	2011年11月25日 ^(c)	11月26日付、 6-7頁
	(兼 モンテネグロ)	任命日：2011年11月 18日	12月16日付、 1-2頁
(スイス)	徐世平・大使 (SO Se Pyong)	2010年4月20日	
	兼 オランダ	2010年6月30日	2010年7月 8日付、6頁
	(兼 リヒテンシュ タイン)	2010年6月17日	6月24日付、 1頁

(A) サン・マリノ共和国の立法機関、大評議会 (Consiglio Grande e Generale) は毎年2人の行政長官 (Capitani Reggenti) を選出し、それぞれが半年ずつ国家元首としての任務を遂行する。外国使節による信任状の提出に際しては2人の行政長官が立会うようで、『朝鮮通信』によると金大使はムラローニ (Antonella Mularoni) 及びアミーチ (D. Amic) 両行政長官 (同紙は「執政」としている。) に信任状を提出したという。

(B) 信任日はオーストリア外交団リストによる。

(C) 『朝鮮通信』によると、この日マケドニアのジョルゲ・イヴァノフ (Gorge Ivanov) 大統領は周・大使と会見、マケドニアは北朝鮮と経済・文化等各分野で友好・協力関係を発展させる用意がある、また朝鮮半島につくり出された緊張状態が一日も早く解消されることを望む、と述べたという。『朝鮮通信』はこの会見で周・大使がイヴァノフ大統領に信任状を提出したと報じている訳ではないが、筆者はこのとき同大使が信任されたものと見做した。

北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係再考

付表 2 北朝鮮が国際機関に派遣している代表

国際機関	氏 名	着 任 日	出 典
ジュネーブ国際機関	徐世平・大使 (SO Se Pyong)	不明	
ウィーン国際機関	金光燮・大使 (KIM Kwang Sop)	不明	
国連教育科学文化機関 (ユネスコ)	金秀益・大使 (KIM Su Ik)	任命日：2000年3月	
国連食糧農業機関 (FAO)	金興林・大使 (KIM Hung Rim)	任命日：1997年3月	

付表 3 EU 加盟国が北朝鮮に派遣している外交使節

派遣国	氏 名	信 任 日	出 典
ドイツ	Dr. Thomas SCHÄFER 大使	2013年8月14日	8月16日付、8頁
イタリア	Sergio MERCURI 大使	2011年6月23日 ^(A)	6月24日付、1-2頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2011年2月8日)			
ベルギー	François BONTEMPS 大使	2012年11月20日	11月22日付、4頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2012年10月5日)			
オランダ	Paul MENKVELD 大使	2010年12月15日	12月16日付、2頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2010年10月12日)			
ルクセンブルグ	Krieger CARLO 大 使	未信任 ^(B)	
●在中国 (中国に信任されたのは2007年9月30日)			
イギリス	Michael GIFFORD 大使	2012年10月22日	10月24日付、3頁
アイルランド	Eamonn C. McKEE 大使	2009年12月2日	12月3日付、1頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2009年7月29日)			
デンマーク	Peter Lysholt HANSEN 大使	2010年10月27日	10月28日付、5頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2010年10月12日)			
ギリシャ	Petros AVIERINOS 大使	2009年9月24日	9月25日付、6頁
●在韓国 (韓国に信任されたのは2009年2月20日)			

スペイン	Luis ARIAS ROMERO 大使	2011年10月18日	10月20日付、6頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2011年5月3日）			
ポルトガル	Henrique BORGES 大使	2008年11月11日	11月12日付、4頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2007年4月17日）			
オーストリア	Josef MÜLLER 大 使	2012年3月13日	3月15日付、4頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2009年10月14日）			
スウェーデン	Karl-Olof ANDERSON 大使	2012年10月2日	10月4日付、2頁
フィンランド	Matti HEIMONEN 大使	2012年10月30日	11月2日付、10-11 頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2012年9月1日）			
ポーランド	Edward PIETRZYK 大使	2010年2月1日	2月3日付、3頁
ハンガリー	Miklós LENGYEL 大使	2009年12月9日	12月10日付、1-2頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2007年10月16日）			
チェコ共和国	Dušan ŠTRAUCH 大使	2011年3月31日 ^(C)	4月4日付、1頁
スロヴァキア	Dušan BELLA 大 使	2011年5月17日	5月19日付、4頁
●在韓国（韓国に信任されたのは2009年10月14日）			
スロヴェニア	Miss Marija ADANJA 大使	2007年11月22日	11月27日付、1頁
●在中国（中国に信任されたのは2010年1月11日）			
ラトヴィア	Petris VAIVARS 大 使	未信任 ^(D)	
●在日本（日本に信任されたのは2009年1月15日）			
リトアニア	Ms. Lina ANTANEVICIENE 大使	未信任 ^(D)	
●在中国（中国に信任されたのは2011年2月15日）			
マルタ	Dr. Joseph CASSAR 大使	2007年11月21日	11月26日付、4-5頁
●在中国（中国に信任されたのは2011年2月15日）			
キプロス	Ms. Ionna MALLOTIS 大使	未信任 ^(E)	

北朝鮮と EU・EU 加盟国との関係再考

●在中国（中国に信任されたのは2012年3月1日）			
ルーマニア	Georgi PEYCHINOV 大使 ^(F)	2009年4月22日	4月23日付、4頁
ブルガリア	Plamen SCHKYURLIEV (Пламен Шукюрлиев) 大使	2012年3月28日	4月2日付、1頁
●在中国（中国に信任されたのは2012年5月23日）			
クロアチア	Ante SIMONIĆ 大 使	2009年5月5日	5月7日付、14頁
●在中国（中国に信任されたのは2009年1月15日）			
(スイス)	Jacques de WATTEVILLE 大 使	2012年10月18日	10月22日付、4頁
●在中国（中国に信任されたのは2012年10月12日）			

(A) 朴宣春・外相を表敬訪問した日付。金永南・委員長に信任状を提出した日付は明らかでない。

(B) 今後 Carlo 大使が北朝鮮に信任されるか否かは明らかでない。

(C) 朴宣春・外相を表敬訪問した日付。金永南・委員長に信任状を提出した日付は明らかでない。

(D) 今後 Vaivars 大使及び Antaneviciene が北朝鮮に信任されるか否かは明らかでない。

(E) 在京キプロス名誉総領事館によると、2013年8月の時点で Malliotis 大使は中国、モンゴル、日本、韓国、ラオス等に信任されているが（日本には同年7月17日）、北朝鮮に信任されるか否かは不明の由。

(F) Georgi Peychinov 大使（2009年4月22日信任）は2012年3月28日、朴宣春・外相に離任挨拶を行なった（4月2日付『朝鮮通信』、1頁）。その後、ルーマニアは Adrian Bianu 臨時代理大使により代表されている。

付表4 国際機関が北朝鮮に派遣している代表

国際機関	氏名	着任日	出典
国連常駐調整者 兼国連開発計画 (UNDP)	Ghulam ISACZAI 代表	2013年5月23日	5月27日付、 4頁
世界食糧計画 (WFP)	Dierk STEGEN 代表	2013年3月13日	3月15日付、 7頁
国連児童基金 (UNICEF)	Bijaya RAJBANDARI 代表	2009年2月7日	2月9日付、 1-2頁
世界保健機関 (WHO)	Dr. Yonas TEGEGN 代 表 ^(A)	2011年1月19日	1月20日付、 3頁

国連食糧農業機関 (FAO)	Percy MISIKA 代表	2011年9月13日	9月15日付、4頁
●在中国 (中国に着任したのは2011年10月24日)			

(A) Tegegn 代表は2013年5月23日、朴宣春・外相に離任挨拶を行なった(5月27日付『朝鮮通信』、3頁)。同日以降、WHO は代表代理によって代表されているものと思われる。

[付記1] 金正恩氏の肩書について

2011年12月17日、金正日・朝鮮労働党中央委員会総書記(党中央軍事委員会委員長、朝鮮民主主義人民共和国国防委員長、朝鮮人民軍最高司令官でもあった。)が死亡したが、彼の三男といわれる金正恩氏は当時朝鮮労働党中央軍事委員会副委員長であった。同年12月30日、追悼期間が明けた後、金正恩氏は朝鮮人民軍最高司令官に就任した(2012年1月10日付『朝鮮通信』、1-4頁)。2012年4月11日、金正恩氏は朝鮮労働党代表者会で党第一書記に推戴された。これは新設のポストで、党のトップである。また、同代表者会は党規約を改正し、金正日氏を「永遠の総書記」とした(『朝鮮通信』、4月16日付、4-7頁、17日付、1-2頁)。これは、金日成・国家主席が1994年7月8日に死亡したあと金正日氏がこのポストに就かず、1998年の憲法改正で国家主席の制度を廃止して同氏を「永遠の国家主席」としたことを想起させる。なお、党総書記は1997年10月8日、金正日氏をはじめて就いたポストで、父親の金日成氏の死去(1994年7月8日)後3年の喪が明けたのちに就任したが、このポストは2012年4月、廃止されたことになる。また、2012年3月25日、朝鮮労働党朝鮮人民軍代表者会は金正恩氏を同代表者会の代表に推戴、さらに最高人民会議は4月13日、金正日氏を「永遠の国防委員長」とし、金正恩氏が党中央軍事委員会委員長及び共和国国防委員会第一委員長に就くことを決定した(4月18日付『朝鮮通信』、2-3頁)。国家主席制度が廃止されたため、共和国国防委員会第一委員長(以下、国防委員長と略す。)が国家の最高のポストである。さらに2012年7月17日、金正恩氏に元帥の称号が付与された(7月20日付『朝鮮通信』、1頁)。

金正恩氏は2011年12月19日、金正日・総書記の死亡を発表するに先立ち、全軍に原隊復帰を命じる「金正恩大将命令第1号」を発令し、また

12月27日、朝鮮労働党の機関紙『労働新聞』が「朝鮮人民は金正恩同志を最高司令官として高く呼び、先軍革命偉業を最後まで完成させるであろう。」と書き（12月27日付『朝鮮通信』、14-5頁）、また金永南・最高人民会議常任委員会委員長が同月29日の中央追悼大会における追悼の辞で、「金正恩氏は金正日氏の思想と指導、人格と徳望、胆力と度胸をそのまま受け継いでおり、党と軍隊、人民の最高領導者である。」とした（2012年1月6日付『朝鮮通信』、5-9頁）。かくて金正恩氏は短期間のうちに国家、軍及び党の最重要ポストを手中にしたのである。

同氏はこのように多数の肩書をもつが、本稿では便宜上、常に「第一書記」とすることとしたものである。

[付記2] 北朝鮮の承認の日付及び同国との外交関係設定の日付

国連総会によって招集されたウィーン外交関係会議が1961年4月14日に採択した「外交関係に関するウィーン条約」（1964年4月24日効力発生）第2条は、「諸国間の外交関係の設定及び常駐外交使節団の設置は、相互の同意によって行なう。」と規定する。通常の場合、主権国家はある政治団体を国家として（一方的に）承認し、その上で両当事国は相互の同意に基づいて外交関係を設定するが、前者が後者と外交関係を設定することによりこれを黙示的に承認する場合がある。『外務省調査月報』2002年度／No. 2の拙稿で述べたように、筆者には、北朝鮮が1973年半ばごろから第三国が同国を承認するという手続をとることなく、北朝鮮と協議の上で外交関係を設定することを希望するようになった如くに思える（25頁）。理由は明らかでないが、1973年半ばといえば同国の創設からすでに四半世紀が経過しており、この事実が背後にあるのではなかろうか。

ところで、筆者の考えであるが、第三国による北朝鮮の承認の日付及び同国との外交関係設定の日付のそれぞれについて改めて検討する必要があるのではないか。例えば、1948年9月9日、北朝鮮が独立したあとまず同国を国家として承認し、これと外交関係を設定したのはソ連・東側諸国であるが、『北朝鮮の現況 2004』に掲げた日付がいずれを指すのか必ずしも明らかでない。筆者はその一部の国について当時の朝日新聞及び *The New York Times*（以下、NYT と略す。）を閲覧したのであるが、これら諸国

及び北朝鮮の最初期の公式関係につき両紙の報じたところを引用したい。

1948年10月14日付朝日新聞は、12日のモスクワ放送によるとスターリン首相は北朝鮮の金日成・首相に対し、ソ連政府は北朝鮮と外交関係を樹立して大使を交換し、同時に相互的な経済関係を開く用意がある旨を通告した、と報じた(1面)。10月13日付 *NYT* は、同日、金・首相の要請に対しスターリン首相は「ソ連政府は北朝鮮と外交関係を樹立する willingness を表明した。」と回答したと報じている(2面)。しからば『北朝鮮の現況 2004』にいう10月12日は何の日付か。また、13日付スターリン首相の通告は北朝鮮の承認にあたると考えてよいのか、それともソ連は同日以前に北朝鮮を承認したのか。なお、同年10月17日のモスクワ放送によると、ソ連最高幹部会は駐北朝鮮大使としてシュチコフ中將を任命(同日付朝日新聞、1面)、また10月29日の平壤放送によると、北朝鮮の最高人民会議常任委員会は同日、朱寧河・交通相を駐ソ連大使に任命した(10月31日付朝日新聞、1面)。朱・大使は1949年1月17日、ピョンヤンを出発して赴任の途についた(1月19日付朝日新聞、1面)。

ポーランドについては、朝日新聞及び *NYT* は、いずれも1948年10月15日、モスクワ放送がポーランドは北朝鮮との外交関係の樹立を発表したと報じた(10月16日付 *NYT*、5面、同17日付朝日新聞、1面)。それでは『北朝鮮の現況 2004』にいう10月16日は何の日付か。また、ポーランドが北朝鮮を承認したのはいつか。

ルーマニアが北朝鮮と外交関係を設定した日付についてはここに掲げた通りである(10月27日付 *NYT*、9面)。それではルーマニアはいつ北朝鮮を承認したのか。

旧ユーゴについては、1948年10月31日付 *NYT* は同国が「10月30日、北朝鮮を承認したと発表した。この発表は、承認は外交関係及び経済的結び付きを伴なうであろうと述べている。」と報じている(10月31日、15面)。11月1日付朝日新聞は、旧ユーゴが10月30日、北朝鮮を承認し、外交関係を樹立すると発表した、と報道した(1面)。したがって、『北朝鮮の現況 2004』の掲げる10月30日という日付は旧ユーゴによる北朝鮮の承認日及び両国が外交関係を設定した日であると考えてよいであろう。

ハンガリーについては、1948年11月14日付朝日新聞は、同国政府は12

日の閣議で北朝鮮を承認することを決定した、この措置は両国外相の間に書簡が交換され、決定を見たものである、と報じた（1面）。『北朝鮮の現況 2004』のいう11月11日とは何を指すのか。また、両国はいつ外交関係を樹立したのか。

[付記3] 山本草二教授の死去

本稿脱稿後の2013年9月19日、思いがけず山本草二教授の訃報に接した。

筆者は研究に際し、山本教授の『国際法』（有斐閣、1985年、新版1994年）をしばしば引用させて頂いてきたが、同教授には個人的にも親しくさせて頂いていた。

山本教授は1996年10月から9年間、国際海洋法裁判所（ITLOS）の裁判官をしておられたが、その間よく「まだハンブルグ通いをしています。」等と書いて寄越された。ハンブルグはかつて筆者が一夏を過ごしたところで、そんなことを同教授に書き送った記憶がある。本紀要に載せた拙稿は必ず抜刷をお送りしていたが、あるとき「欧州共同体の使節権を中心に実証的で手堅い分析を加えられた貴稿は多年にわたる研究成果の反映であるだけでなく、最近学説上も論争になっているEUの対外関係法の構成にも大きな貢献を果たされるものとして慶賀申し上げます。」との丁寧な、そして過大なコメントを寄せられた。

山本教授は1954年6月、熊本大学の助手（のち講師、助教授）となり、1961年12月に国際基督教大学に移られた。その後東北大及び上智大で教鞭を取られた。日本では学者がこのようにいくつもの大学に関与することは稀であるが、山本教授の場合はどこにおられても国際法の新分野を中心とする研究に、また授業に熱意を傾けておられた。筆者の次女も上智大学で同教授の聲咳に接することができた。御著書を頂き、表紙裏に「本質的なものを追及して下さい。」との献辞まで書いて頂いた。

山本教授の御冥福をお祈りしたい。

North Korea's Official Relations with the European Union and Its Member States

Seiro KAWASAKI

This is a continuation of the author's article he published in No. 139 of this *Bulletin*. This part of the article is an analysis of the diplomatic relations between North Korea (the Democratic People's Republic of Korea), on the one hand, and the European Union and its Member States, on the other. For that purpose, the author describes how the DPRK's network of diplomatic relations has developed and expanded to cover all the Members of the European Union (except France).

In 2004, 2007 and 2013, as many as 13 Central European countries, together with Cyprus and Malta, joined the European Union. They had already established diplomatic relations with the DPRK with the sole exception of Estonia.

At present, the Czech Republic, Germany, Poland, Romania, Sweden and the United Kingdom maintain embassies in Pyongyang. Thus, we can say that, together with France's Cooperation Office, which has no diplomatic status, seven of 28 Member States of the EU have official presence in North Korea.

North Korea keeps ten embassies altogether in the European Union: Austria, Bulgaria, the Czech Republic, Germany, Italy, Poland, Romania, Slovakia, Sweden and the United Kingdom.

There is no doubt that the DPRK wishes to build formal diplomatic ties with France and Estonia, especially with the former.